

薬生薬審発 0317 第 2 号
令和 5 年 3 月 17 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 特 別 区 }

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

G7 広島サミット等開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理強化については、「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（令和 5 年 3 月 3 日付け薬生総発 0303 第 1 号・薬生薬審発 0303 第 1 号・薬生監麻発 0303 第 3 号医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）で指導等をお願いしているところです。

今般、本年開催予定の G7 広島サミット及び関係閣僚会合（別添参照）並びにこれらの関係行事開催に備え、危害の発生を未然に防止する観点から、毒物及び劇物の保管管理についても貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号医薬品審査管理課長通知）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 17 条に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

別添

G7広島サミット及び関係閣僚会合の開催地及び開催日程

会合名	開催地	開催日程
G7広島サミット	広島県広島市	5月19日-21日
科学技術大臣会合	宮城県仙台市	5月12日-14日
男女共同参画・女性活躍担当大臣会合	栃木県日光市	6月24日-25日
内務・安全担当大臣会合	茨城県水戸市	12月8日-10日
デジタル・技術大臣会合	群馬県高崎市	4月29日-30日
司法大臣会合	東京都	7月7日
外務大臣会合	長野県軽井沢町	4月16日-18日
貿易大臣会合	大阪府	10月28日-29日
財務大臣・中央銀行総裁会議	新潟県新潟市	5月11日-13日
教育大臣会合	富山県富山市 石川県金沢市（共催）	5月12日-13日 5月14日-15日
保健大臣会合	長崎県長崎市	5月13日-14日
労働雇用大臣会合	岡山県倉敷市	4月22日-23日
農業大臣会合	宮崎県宮崎市	4月22日-23日
気候・エネルギー・環境大臣会合	北海道札幌市	4月15日-16日
交通大臣会合	三重県志摩市	6月16日-18日
都市大臣会合	香川県高松市	7月7日-9日